

公文書管理法改正案

<立法の背景・趣旨>

現状では、行政文書の管理におけるペーパーレス化が不十分であり、また、将来重要となるかもしれない行政文書が保存期間満了後に国立公文書館等に移管されず廃棄されてしまう可能性があるなど、行政文書の作成、保存等の管理が適正に行われているとはいえない。さらに、行政文書等の管理が一元的に行われておらず、非効率なシステムとなっている。

→ 公文書等の管理の適正化を図るため、次のような方向で改正を行う必要がある。

- ① 公文書等の管理において、ペーパーレスを原則とし、改ざん等を防止するためブロックチェーン技術の活用を図る。
- ② 行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念を廃止する。
→国立公文書館等又は行政機関において永久保存。
- ③ 国会議員等からの個別的・具体的要求についての文書の作成を義務付ける。

※独立行政法人等についても同様とする。
- ④ 行政文書等の管理を一元的に行うための仕組み及び体制の検討等を行う。

現 行

改 正 法

